

雇用保険部会報告(平成21年12月28日)の概要

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化及び雇用保険の財政基盤の強化を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

- (1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大
「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定) ⇒ 「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)
- (2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善
事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入となっていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等により明確に確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
この場合において、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付できる仕組みとする。

2. 雇用保険の財政基盤の強化

- (1) 国庫負担
 - ・ 当面の失業等給付の国庫負担として、21年度補正予算で一般財源を投入
 - ・ 23年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す旨を法律に規定(現行 13.75%)
- (2) 雇用保険二事業の財源の確保
 - ・ 雇用保険二事業の財源不足を補うため、緊急的かつ例外的な暫定措置として、失業等給付の積立金から借入れ
- (3) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動の停止
 - ・ 22年度の保険料率について、弾力条項の発動を停止し、原則どおり(3.5/1000)とする。
- (4) 失業等給付に係る保険料率(労使折半)の引下げ
 - ・ 原則16/1000のところ12/1000に引下げ
(参考) 21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000

労働・雇用分野における 障害者権利条約への対応について

1 障害者権利条約

- 障害者権利条約は、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（平成18年12月採択。我が国は平成19年9月に署名。平成21年11月末現在の批准国は英・仏・独等を含む74カ国。）
- 我が国においては、平成21年12月に内閣府に設置された、「障がい者制度改革推進本部」において、その批准に必要な国内法の整備について検討することとされている。


2 労働・雇用分野における条約上の要請

- 労働・雇用分野においては、締約国に対し、
 - ① あらゆる形態の雇用に係るすべての事項に関し、
障害を理由とする差別を禁止すること
 - ② 職場における合理的配慮の提供を確保すること
 - ③ 苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること
等を担保するための措置を採るべきことを求めている。

3 厚生労働省における対応

平成21年7月 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」において
中間整理取りまとめ

平成21年10月以降 労働政策審議会障害者雇用分科会において、検討中（5回開催）



今後は、「障がい者制度改革推進本部」における条約批准のための検討状況に合わせて、障害者雇用促進法における対応ができるよう、引き続き労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を進めていく予定。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の改正について

※ 労働政策審議会答申をもとに、以下のような内容の法案を準備中。

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

⇐ いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止
- ・ 製造業務派遣の原則禁止
- ・ 日雇派遣（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

⇐ 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

⇐ 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称及び目的に「派遣労働者の保護」を明記する

施行予定期日：公布の日から6か月以内の政令で定める日（登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日（一部暫定措置有り））

雇用政策研究会について

1. 目的

様々な経済構造の変化等の中で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに、雇用システムと対策についての考え方を整理する。

2. 運営

- (1) 研究会は厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 議事については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。

3. 主な論点

- ①社会の持続可能性の観点からのあるべき雇用システムについて
- ②あるべき雇用システムに向けての環境整備について
- ③積極的な雇用政策の活用による就労促進と、セーフティネットの整備について

※この他、「社会の再生産」を可能とする「持続可能な雇用」を生み出せる産業構造、経済システムのあり方についても議論を深めるべきではないか。

4. 開催スケジュール

(平成 21 年)

12月16日 第1回 我が国の経済・雇用情勢と課題（論点提示）

(平成 22 年)

1月17日 第2回 目指すべき雇用システムとセーフティネット①
(有識者ヒアリング)

2月5日 第3回 同②

3月8日 第4回 同③

3月24日 第5回 就労促進と働き方の見直し（※中長期目標の素案の提示・議論）

※以降、本年6月までを目途に月1回程度開催予定

雇用政策研究会 委員名簿

氏名	所属・役職
あべ まさひろ 阿部 正浩	獨協大学 経済学部 教授
かとう ひさかず 加藤 久和	明治大学 政治経済学部 教授
くろさわ まさこ 黒澤 昌子	政策研究大学院大学 教授
げんだ ゆうじ 玄田 有史	東京大学社会科学研究所 教授
こすぎ れいこ 小杉 礼子	(独)労働政策研究・研修機構 統括研究員
こまむら こうへい 駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授
さとう ひろき 佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所 教授
しらき みつひで 白木 三秀	早稲田大学政治経済学術院 教授
すわ やすお 諏訪 康雄	法政大学大学院 政策創造研究科 教授
せいけ あつし 清家 篤	慶應義塾長
つる こうたろう 鶴 光太郎	(独)経済産業研究所 上席研究員
はしもと ようこ 橋本 陽子	学習院大学 法学部 教授
◎ ひぐち よしお 樋口 美雄	慶應義塾大学 商学部 教授
みやもと たろう 宮本 太郎	北海道大学大学院 法学研究科 教授
もりなが たくろう 森永 卓郎	獨協大学 経済学部 教授
やまかわ りゅういち 山川 隆一	慶應義塾大学法科大学院 教授

計16名

(◎は座長、敬称略・五十音順)